

第三国集団研修事前調査団報告書

—シンガポール 交番システム—

平成 7 年 7 月

JICA LIBRARY

J 1123963 (9)

国際協力事業団
研修事業部

JICA
119
43
TAF
BRARY

研 1
J R
95-012



1123963(9)

序 文

第三国研修は、周辺諸国と社会的、文化的に共通の基盤を持つ開発途上国を研修実施国に選定し、そこに当該地域内の途上国から研修員を受け入れ、より現地事情に適合した適正技術、知識の移転を図ることを目的としています。また、第三国研修は開発途上国間の協力の推進に寄与し、将来的には実施国が独自に研修員受入事業を実施できるための支援という側面があり、その点で近年重視されている南南協力の先駆けともいえる協力形態でもあります。

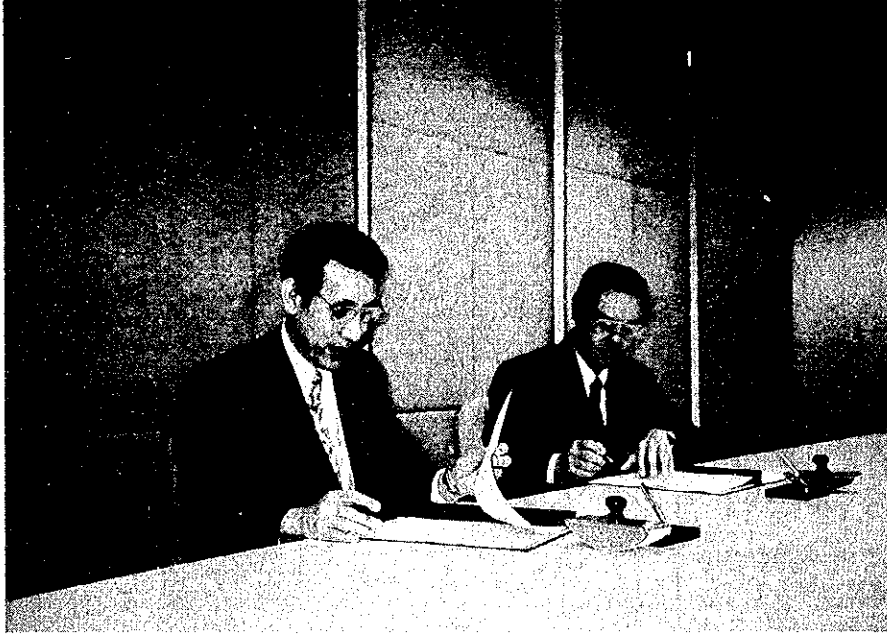
昭和49年度にタイのコラート養蚕研究訓練センターで初めて第三国研修を実施して以来、年々研修協力要請は増え続け、平成6年度においては87コースを実施するに至り、平成7年度は93コースの実施を計画しています。

我が国は、シンガポールが1996年1月よりDAC途上国の卒業国となることに先立ち、1994年1月に日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラムに係るR/Dの署名交換を行いました。それは、専門家派遣、協力体派遣及び第三国研修事業を両国がパートナーとして協力実施しようというもので、具体的には第三国研修関連では、第三国研修の経費を双方50パーセントずつ負担し、1997年までに12コース或いは200人の研修員受入を行い、2000年にはシンガポールが100パーセント経費負担をするという内容となっています。

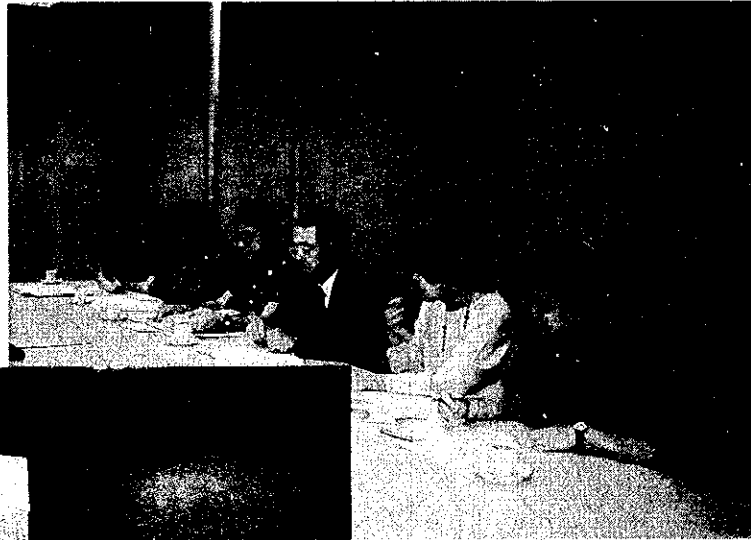
以上の経緯に基づき、平成6年度に実施した要望調査において、シンガポール政府より「交番システム」に係る第三国研修実施への協力が要請されました。これを受け、当事業団は平成7年4月23日から同年4月29日まで本件に係る事前調査団を派遣し、実施機関となるシンガポール警察の運営体制の調査を行うと共に、研修計画の詳細についてシンガポール政府と協議を行いました。本報告書は、その協議結果をとりまとめたものです。

本調査の実施に際し、ご協力いただいた在シンガポール日本国大使館、外務省、警察庁、及びシンガポール国関係諸機関に対し、深い謝意を表する次第です。

国際協力事業団
研修事業部長 庵原宏義

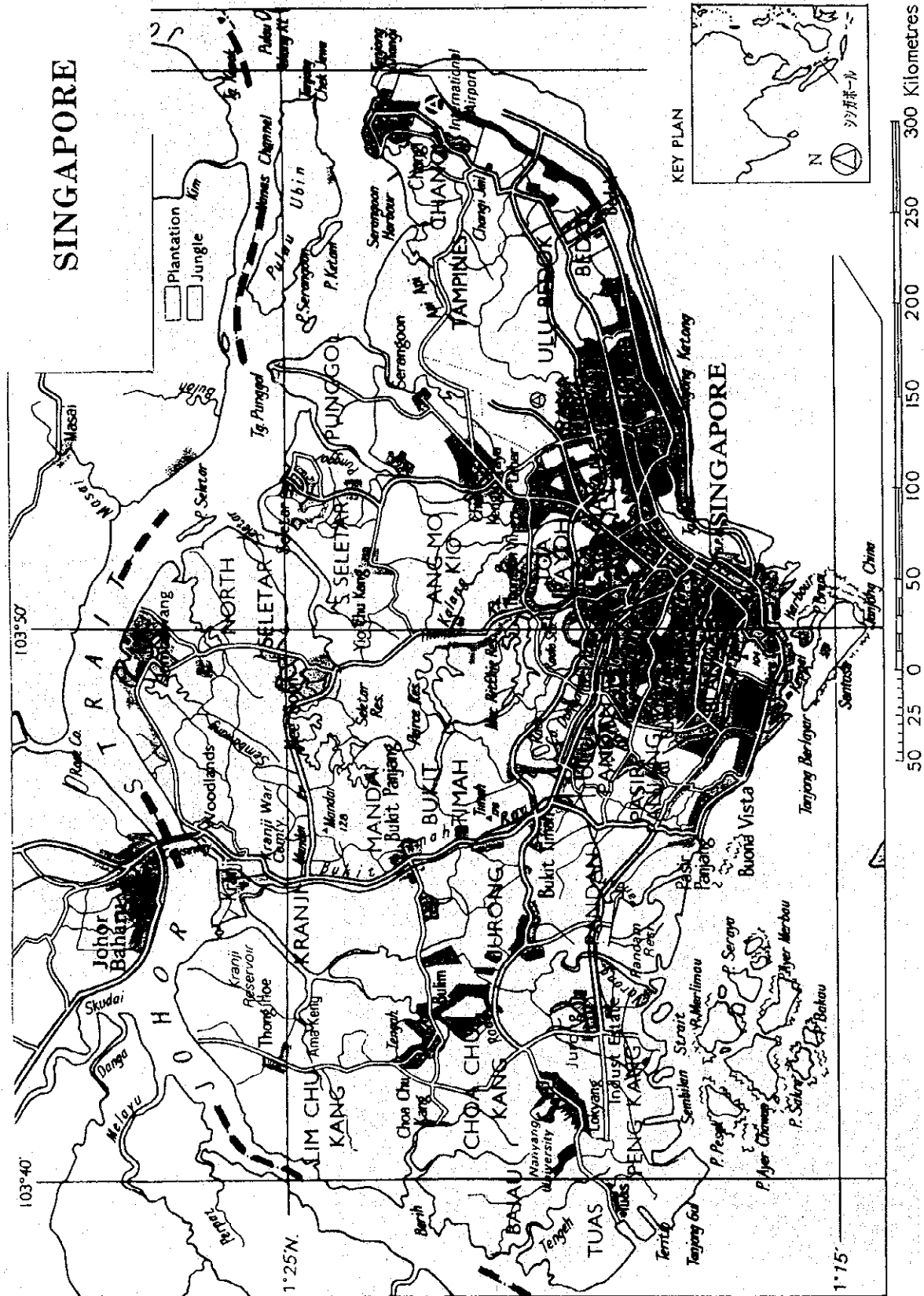


署名交換（右：溝淵団長、左：Tan Keng Jin局長）



「シ」側との合同協議場面

実施機関位置図



目 次

序文

写真

地図

I. 要請と事前調査団派遣

1. 事前調査団の派遣	1
1-1 派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の構成	1
1-3 調査日程	1
1-4 主要面談者	2
2. 要請の背景	3
2-1 交番制度の概要	3
2-2 実施国の当該分野の現状	3
2-3 周辺国の研修ニーズ	3
2-4 予想応募機関	3
3. 要請の内容	4
3-1 コース名称	4
3-2 目的	4
3-3 達成目標	4
3-4 時期・期間	5
3-5 シラバスおよびカリキュラム	5
3-6 割当国	5
3-7 定員	6
3-8 応募資格	6
3-9 研修機関	6
3-10 募集手続き	6
3-11 分担事項	7
3-12 経費の授受手続き	8
3-13 経費積算および負担内訳	8

II. 調査結果

1. 第三国研修実施体制	11
1-1 実施国の体制	11
1-2 実施機関の組織および業務概要	11
1-3 実施機関の研修指導能力	12
1-4 実施機関の研修運営管理能力	12
1-5 実施機関の施設・建物・機材等	12
1-6 第三国集団研修の実行予算	13
2. 日本の他の経済協力との関係	15
3. 当該分野に対する他の先進国の協力概要	15
4. 第三国研修実施の妥当性	15

III. 協力の枠組み

1. シンガポール政府との協議結果	18
2. 日本側の技術協力	20
2-1 専門家派遣	20
2-2 カウンターパートの受け入れ	20
2-3 機材供与	21
3. 交番紹介セミナーの在り方	21
4. 実施上の留意事項等	21

付属資料 ・資料1ーミニッツ（写）	25
・資料2ーロジカルフレームワーク	38

I. 要請と事前調査団の派遣

1. 事前調査団の派遣

1-1 派遣の経緯と目的

平成6年度に我が国が実施した第三国研修要望調査において、シンガポール政府より、交番制度分野の第三国研修実施の要望がなされた。

同国に対する本分野での協力は、1981年より我が国警察庁の協力を得て、地域警察に係る専門家派遣という形で開始された。以降、専門家派遣とカウンターパートの本邦研修を経て、1983年には第一号の交番 (Neighbourhood Police Post (NPP)) が開所され、現在では90を超えるNPPが各地に設置されている。

80年代初め、シンガポールの急速な工業化に伴う社会環境の悪化を改善するべく導入された日本の交番制度は、10年以上の歳月とシンガポール警察 (Singapore Police Force (以下SPF)) の改良により、NPPシステムとして国民の支持をうけ、東南アジア地域のみならず世界的にも誇れる安全な国作りに貢献してきた。本要請は、その成果を周辺国に普及させ、各国が取り組んでいる、安全な社会作りに役立てることを目的としている。

以上の状況を踏まえ、本研修コースを平成7年度の第三国研修実施候補案件と決定し、研修計画の概要および「シ」側の実施体制について調査および協議を行うため、本件調査団を派遣することになった。

1-2 調査団の構成

- (1) 団長総括 溝 渕 高 生 国際協力事業団大阪国際センター所長
- (2) 交番制度 渡 部 一 成 警察庁生活安全局地域課理事官
- (3) 警察行政 千代延 晃 平 警察庁長官官房国際部国際第一課係長
- (4) 研修計画 松 尾 沢 子 国際協力事業団研修事業部研修第一課職員

1-3 調査日程

順	月 日 (曜日)	調 査 行 程
1	4月23日(日)	東京(発)→シンガポール(着)
2	4月24日(月)	午前 JICA事務所打ち合わせ、「シ」外務省技術協力局表敬 午後 在シ日本大使館表敬、SPF表敬
3	4月25日(火)	「シ」外務省、SPF合同会議、NPP視察

順	月 日 (曜日)	調 査 行 程
4	4月26日(水)	午前：SPFにて協議 午後：資料整理
5	4月27日(木)	午前：「シ」警察学校視察 午後：「シ」外務省との最終協議
6	4月28日(金)	午前：ミニッツ署名・交換 午後：JICA事務所、大使館報告 シンガポール
7	4月29日(土)	東京(着)

1-4 主要面談者

シンガポール側

・外務省 (Technical Cooperation Directorate, Ministry of Foreign Affairs)

Mr. Tan Keng Jin 技術協力局 局長

Ms. Leow Siu Lim 同上 次長

Ms. Elaine Lim 同上 担当官

・シンガポール警察 (Singapore Police Force (SPF))

Mr. Tee Tue Ba 長官

Mr. Goh Liong Kwang 副長官

Mr. Ng Kee Hoe 研修担当部長

Mr. Chamkaur Singh 研修開発課長

Ms. Chu Choy Har 担当官

日本側

・在シンガポール日本国大使館

川村 知也 特命全権大使

岡田 真樹 公使

奥村 伸人 一等書記官

縄田 英樹 一等書記官

・JICAシンガポール事務所

岩田 東一 所長

石原 伸一 所員

2. 要請の背景

2-1 交番制度の概要

交番制度は警察官が地域住民と日々接触しながら、地域住民の生活と安全と平穏を守るものであり、日本警察が創設した世界に誇りうる制度である。交番制度は交番と駐在所から成り、現在全国に約15,000か所ある。交番は、主として都市部に置かれ、警察官が交代制により常時警戒体制に当たっている一方、駐在所は主として都市部以外の地域に置かれ、原則として一人の警察官が、家族とともにその駐在所に居住して、地域の安全を守っている。日本においては、交番制度は「地域に根ざした警察活動」を支える基盤と言える。

2-2 実施国の当該分野の現状

1-1で述べたとおり、わが国は1981年よりシンガポールにおける交番制度の導入のための協力をし、その結果シンガポールにおいては全土にNPPが設置されるに至っている。シンガポールは、導入後今日までの間に、NPPへの直接勤務制の導入や立番勤務の廃止等自国の事情に合わせた改良を行っているが、コミュニティーポリシングの理念に忠実な警察活動を行っており、当該分野においてはもはや「教えられる側」から「教える側」に立場を変えることができる十分な能力を有すると認められる。

2-3 周辺国の研修ニーズ

日本の交番制度はシンガポール周辺国のみならず先進国からも注目されており、常に日本に訪れる諸外国警察幹部の関心事項のトップに上がっている。また、警察庁においては、平成2年から計6回「アジア地区地域警察セミナー」を開催して日本の交番制度をはじめとする地域警察活動についての紹介をしてきており、アジア諸国から好評を得ている。これら諸国の中には、部分的に交番制度を導入したり、その導入を検討している国も多い。したがって、シンガポールにおいて交番制度に関する第三国研修を開催することにより、周辺国は日本の本来の交番制度とそれを自国の社会的背景に合わせて導入した例を見ることが可能となるため、研修に対するニーズは非常に高いと思われる。

2-4 予想応募機関

交番制度の導入は一国の警察制度全般に関わる問題であるため、いずれの国においてもその名称に関わらず警察分野を統括する中央機関が本研修への参加を応募してくると思われる。

3. 要請の内容

3-1 コース名称

(要請内容)

和文：交番システム

英文：The Koban Policing System

(対 処)

「シ」側より本研修の対象者が上級警察官であることにより、「コース」ではなく「セミナー」として位置付けたいとの要望があり、表題を“International Seminar on Koban Policing System”とすることで検討する。

R/Dの表記は通常通りとする。

3-2 目 的

(要請内容)

交番システム自体とその応用について理解する。

(対 処)

地域警察の一要素である交番システムがいかに役立つものであるかを、日本やシンガポールの事例を紹介し、第三国研修の援助対象である割当国の安全な地域社会の形成と治安維持に役立てること及び、本研修を通じ、各国警察のネットワークの構築・強化を行うことを本研修の目的とすることを「シ」側に提案する。

3-3 達成目標

(要請内容)

- (1) コミュニティー安全保持の概念としての交番システムを理解する。
- (2) 交番システムの運用方法について理解する。
- (3) シンガポールにおける交番システムの応用と改良について理解する。

(対 処)

目的、研修期間、資格要件との整合性及び実施可能性を確認する。

下記を「シ」側に提案する。

- (1) コミュニティー安全保持の概念としての交番システムが理解できる。
- (2) 交番システムの管理運営ができる。
- (3) 意見交換を通じ、よりよい地域の安全確保について考える。

3-4 時期・期間

(要請内容)

2週間程度を想定。

(対 処)

第一回目については、11月5日から11月15日という提案が「シ」側により提示されている。実質8日間の研修期間が「カリキュラム」と合わせ、妥当であるかを確認する。

3-5 シラバスおよびカリキュラム

(要請内容) 本研修のシラバスは次のとおり。

- (1) 日本における交番制度の始まりと概念
- (2) 交番の役割、機能、活動
- (3) 各国での交番制度導入についての助言
- (4) シンガポールへの移転に関する日本の協力についての考察
- (5) 最新の日本における交番制度の改善状況
- (6) シンガポールにおける地域警察活動についての考察
- (7) シンガポールの交番制度の紹介
- (8) シンガポールの交番制度の応用と改良について
- (9) 交番制度の改善状況
- (10) 現場視察

(対 処)

「シ」側のシラバスおよびカリキュラム(案)及び後頁表1の警察庁(案)を基に協議する。

3-6 割当国

(要請内容)

次の16ヶ国を割当国として挙げている。

ブルネイ、バングラデシュ、カンボディア、中国、フィジー、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディヴ、モーリシャス、ネパール、P. N. G.、スリランカ、タイ、及び
びヴェトナム

(対 処)

要請に基づき協議する。

上記16ヶ国に絞った根拠を確認した上で、割当国を決定する。

モンゴル、フィリピンを追加する。

ブルネイについては、96年1月以降DACリストの「パートI」から「パートII」へ移行し、我が国の援助対象国でなくなるため、第二回目以降の研修へは割り当てないこととする。

3-7 定員

(要請内容)

30名(周辺国20名。実施国10名)

(対 処)

合計21名

割当国18ヶ国により各国1名ずつの参加とする。

実施国については、3名とする。

3-8 応募資格

(要請内容)

(1) 内務省の上級行政官

(2) 警視補クラスの上級警察官

(対 処)

「中央政府において警察行政に携わっている者」又は「警視以上の者」とし、年齢は50才以下とする。

しかし、「シ」側が本研修を幹部向けと考えているため、職位については、カリキュラム、研修期間と合わせて、先方に確認することが必要である。

また、通常通り政府の推薦を受けた者、心身共健康であること及び十分な英語力を有すること、という条件を加える。

3-9 研修機関

(要請内容)

シンガポール警察

Singapore Police Force (SPF)

(対 処) 要請のとおり

3-10 募集手続

(対 処)

要請書に記載はないが、他の第三国研修案件と同様の手続で行うものとする。

即ち、

- (1) 各国政府は研修開始60日前までにシンガポール国政府に要請書を送付する。
- (2) シンガポール国政府は研修開始30日前までに受入回答を各国政府に通報する。

3-11 分担事項

(要請内容) 記載なし

(対 処)

昨年度R/Dを締結した「ロジスティクスにおける製品保護技術」の例に倣い、次のとおり分担する方向で協議する。

シンガポール側分担事項

(外務省)

- (1) 割当国政府へのG. I. 送付
- (2) 周辺国からの要請書の受領および実施機関への送付
- (3) 選考結果の各国政府への通報
- (4) 経費の負担

(シンガポール警察)

- (1) カリキュラムの作成
- (2) G. I. の作成・印刷
- (3) 研修実施に必要なスタッフの配置
- (4) 研究施設・機器の提供
- (5) 研究員の選考とJICAシンガポール事務所および「シ」外務省への結果通報
- (6) 研修員宿泊施設の手配
- (7) 航空券の手配、空港送迎
- (8) 必要に応じた研修旅行に関する手配
- (9) 修了証書の発給
- (10) JICAシンガポール事務所および「シ」外務省への実施報告書の提出(研修終了後30日以内)
- (11) JICAシンガポール事務所および「シ」外務省への精算報告書の提出(研修終了後30日以内)
- (12) その他の研修に関する諸問題の調整

日本側分担事項

- (1) 短期専門家の派遣
- (2) 経費の均等な負担

3-12 経費の授受手続

(要請内容) 記載なし

(対 処)

要請書に記載はないが、「3-11 業務分担」と同様に昨年度開始した第三国研修「ロジスティクスにおける製品保護技術」の例に倣って行うものとする。

即ち、日本政府から支払われる経費の送金および支出は、以下の手順に従い行うこととする。

- (1) SPFは銀行口座を新設し、それをJICAシンガポール事務所および「シ」外務省技術協力局に連絡する。
- (2) SPFは研修開始の60日前までに経費の見積書をJICAシンガポール事務所および「シ」外務省技術協力局に提出する。
- (3) JICAは見積書受領後30日以内に査定の上、送金する。
- (4) SPFは研修終了後30日以内に精算書をJICAシンガポール事務所および「シ」外務省技術協力局に提出する。
- (5) JICAおよび「シ」外務省技術協力局から交付された予算に残金が生じた場合、SPFは両者の勧告に基づき残金を両者に返納する。なお、航空賃、日当等の受入諸費は他の目的のためには使用できないこととする。
- (6) JICAあるいは「シ」外務省技術協力局からの照会があった場合には、SPFは上記3-12(4)の支出を証明するすべての領収書および証憑書類を利用できるようにする。

3-13 経費積算および負担内訳

(要請内容)

下表のとおり

(対 処)

「日本-シンガポール パートナシップ・プログラム」に係るR/Dに基づき、経費を両者で折半する。

		(S\$)		
事	項	積	算	金 額
I. 受入諸費				
1.	航空賃 (往復)	@1500	×18	27,000
2.	日当	@40	×11days ×18pax	7,920
3.	宿泊費	@115	×11days ×18pax	22,770
4.	保険料	@37	×18days	666

事 項	積 算	金 額
5. 空港送迎	@40×18pax × 2 trips	1,440
小 計 1		59,796
II. 研修経費		
1. 講師謝金	@95× 6 hours × 8 days× 1 pax	4,560
2. 交通費 (現場視察)	@400× 8 days	3,200
3. 資機材費	@20× 8 days	160
4. 文具	@20×21pax	420
5. 施設利用費	@38× 8 days×23pax	6,992
6. 備人費	@115 × 11days	2,100
7. 会議費 (開閉講式)	@30×70pax × 2	4,200
8. G. I. 作成費	@10×300copies	3,000
9. その他		
修了証書	@20×21pax	420
セミナーバッグ	@50×21pax	1,050
看板・案内板	@200× 2 cs	400
国旗	@20×18pcs	360
名札	@ 5 × 21pcs	105
通信費	@300×18countries	5,400
小 計 2		31,532
合 計		91,328
日本側負担分		45,664
シンガポール側負担分		45,664

表1 シンガポール第三国研修カリキュラム案

1. 総論 (共同担当)

研修員による各国の警察制度と交番類似制度の現状報告、質疑応答

2. 日本側担当部分

2-1 交番制度の理念

- (1) 交番制度の歴史的発展 (諸外国における研究等も含む)
- (2) 日本における最近の理念的発展 (「生活安全センター」の概念等)

2-2 交番制度の運用

- (1) 活動単位、活動内容、各種相談業務、通信指令システム、他部門との関係 (日本における地域警察全般の仕組みを簡潔に)
- (2) 防犯活動への市民参加

2-3 日本の地域警察の今後の課題

3. シンガポール担当部分

3-1 交番制度の導入

- (1) 交番制度導入の背景、日本による技術支援の経緯と結果、導入後の改善点
- (2) 導入後のシンガポールにおける交番制度の理念的発展
- (3) 外部講師の招へい (「都市コミュニティー論」、「コミュニケーション論」、「コミュニティーポリシング」、「自治体におけるコミュニティー施策」等幅広く)

3-2 シンガポールにおける交番制度の運用

- (1) NPPを中心とした地域警察活動の仕組み
- (2) 市民との関係
民間防犯団体等の解説
市民を講師として招へい「市民の目から見た警察」 (導入時の変化を知っている者)
- (3) 地域警察官の管理、運営
部下の指導育成、規律保持、受傷事故防止、実績評価
- (4) 施設見学等

3-3 シンガポールの地域警察の今後の課題

4. 総括 (共同担当)

- 4-1 研修員と講師のディスカッション (日本とシンガポールの交番制度の比較に基づいて)
→両国の国情と文化的背景がいかなる形で交番制度の実態に反映しているか。

- 4-2 研修員による各国における交番制度適用可能性についての発表

II. 調査結果

1. 第三国集団研修実施体制

1-1 実施国の体制

(1) 関係機関

研修実施機関はシンガポール警察であるが、シンガポール外務省技術協力局が日本側との協議窓口となり、M/MおよびR/Dも同局のTan Keng Jin局長が署名する。

(2) 事務の流れ

本件にかかる「シ」側負担分の予算はシンガポール外務省技術協力局が確保し、実施機関に交付する。そのため、実施機関は経費申請-精算手続や報告をJICAだけではなく、同局に対しても行う。(詳細な事務の流れはⅢ. 2-11、12に後述)

1-2 実施機関の組織および業務概要

(1) 実施機関の組織図

後頁の表1のとおり

(2) 研修実施の責任者

研修部長であるMr. Ng Kee Hoe氏が本コースの責任者となる。

(3) 業務概要

研修部(Training Department)では、自らの警察官に対する研修と諸外国の警察官への研修を行っている。近年、シンガポール警察内では研修を重視する傾向にあり、NPP配属の警察官や刑事、新人から中堅まで各人の業務や経験年数に合わせた研修プログラム(下表)を策定し、年間60件近くの研修コースを、主にシンガポール郊外の警察学校で実施している。警察学校は、研修施設、運動場および宿泊施設を備え、座学から射撃練習まで総合的に実施している。また、シンガポール国内での研修とは別に、年間を通じて60名近くの警察官を、国際会議や日本や英国、米国などの先進国の警察学校での長期研修や集団コースへ参加させている。外国からの研修員受け入れについては、フィジーやフィリピンなど主にアセアン・太平洋諸国の警察関係者を対象に行っている。

研修対象	コース数
POLICE SENIOR SERVICE	6
POLICE JUNIOR SERVICE	24
POLICE COAST GUARD	3

研修対象	コース数
SPECIAL OPERATIONS COMMAND	15
POLICE DRIVING SCHOOL	9
LOGISTIC DEPARTMENT	2

1-3 実施機関の研修指導能力

(1) 同種研修の実施経験

1991年にアセアン諸国対象の「アセアン警察本部長会議」を実施している。

(2) 内部専任講師

S P F 内部の研修は主に警察学校 (Police Academy) にて行われており、Trainer と称する講師陣がそろっているが、第三国研修については、研修講義内容に合わせて、長官以下各部署の幹部クラスが講義を担当する。

(3) 技術水準

同国は交番制度導入後、積極的に改良を加えた結果、後頁表2のような成果を上げ、世界的にその治安の良さを誇っており、交番制度を実施する国々の中でも十分な技術水準を維持していると考えられる。

1-4 実施機関の研修運営管理能力

(1) 事務管理スタッフ

通常の事務を行うには問題なく、本研修の実施についてもシンガポール警察の研修担当部署職員で対応は可能である。

(2) 事務機器、通信機器

コンピュータ、タイプライター、電話、ファクシミリ等の基本的な事務機器および通信機器はそろっている。

(3) 選考方法

S P F 内で選考会を開催し、R/D記載の資格要件に照らして選考する。S P F としては、特にアセアン諸国には積極的に協力していく方針であり、同諸国からは2名(可能ならば行政官と警察官1名ずつ)参加させたいとの意向があった。

1-5 実施機関の施設・建物・機材等

(1) 施設、保有機材および保有教材

S P F の研修施設としては警察学校 (Police Academy) があり研修実施に必要な資機材

は、一応整備されている。しかし、本施設は常時内部の研修に使用されており、また、本件の対象者が幹部クラスであることから、市内のホテルに宿泊し、講義はホテル内会場で行うこととなる。

(2) 生活環境（宿泊、交通、生活用品、医療等）

研修参加者が滞在するにあたり生活上の問題はないと考えられる。

但し、本件の研修対象者が幹部クラスであることから実施機関に付属する宿舎ではなく、市内のホテルに滞在し、ホテルを会場とする。

1-6 第三国集団研修の実行予算

S P Fの提示した案を基に検討した結果、下記のように所要経費を見積もった。

協 議 後

(S \$)

事 項	積 算	金 額
I. 受入諸表		
1. 航空賃（往復）	@1500×18	27,000
2. 日当	@40×11days×18pax	7,920
3. 宿泊費	@115 ×10days×18pax	20,700
4. 保険料	@37×18pax	666
5. 空港送迎	@40×18pax × 2 trips	1,440
小 計 1		57,726
II. 研修経費		
1. 講師謝金	@95× 4 hours × 3 days× 1 pax	1,140
2. 交通費（現場視察）	@400 × 5 days	2,000
3. 資機材費	@20× 8 days	160
4. 文具	@20×21pax	420
5. 施設利用費	@38× 8 days×23pax	6,992
6. 備人費	@115 ×10days	1,150
7. 少額会議費	@ 5 ×30pax × 4 visits	600
8. 会議費（開閉講式）	@30×70pax × 2	4,200
9. G. I. 作成費	@10×300copies	3,000
10. その他		
修了証書	@20×21pax	420
セミナーバッグ	@50×21pax	1,050

事 項	積 算	金 額
看板・案内板	@200×2 pcs	400
国旗	@20×18pcs	360
名札	@15×21pcs	315
通信費	@300×18countries	5,400
11. 雑費		1,000
小 計 2		28,607
合 計		86,333
日本側負担分		43,166.50
シンガポール負担分		43,166.50

2. 日本の他の経済協力との関係

シンガポール及び周辺諸国に対しては、警察管理、捜査手法、薬物対策、組織犯罪対策、鑑識技術、交通管理技術等幅広い分野において経済協力を行ってきている。交番制度に代表される地域警察活動はこういった個々の専門分野のベースになるものであり、今回の第三国研修の開催は従来の専門分野についての経済協力を補完し、シンガポール及び周辺諸国の警察活動全般についての基礎を固める協力となると思われる。

3. 当該分野に対する他の先進国の協力概要

交番制度はそもそも日本固有の警察技術であり、他の先進国も一部地域でその導入を図るなど高い関心を有しているが、いまだ検討を進めているという段階である。したがって、当該分野についての指導的立場にある先進国は日本だけであり、公式には確認できていないものの、他の先進国の当該分野に対する協力は一切行われていないものと推察される。

4. 第三国研修実施の妥当性

S P Fは、途上国の警察の中でも、その実務能力、警察技術、信頼性等について最も高い評価を得ている警察の一つであり、本件第三国研修については長官自ら大きな関心を持って取り組んでいるため、研修実施機関としてはまったく問題ないと思料される。加えて、日本警察とS P Fは10年前の交番制度導入のための協力以来高い信頼関係を有し続けており、第三国研修を実施するには最良のパートナーと言える。

表1 ORGANISATION CHART OF THE SINGAPORE POLICE FORCE

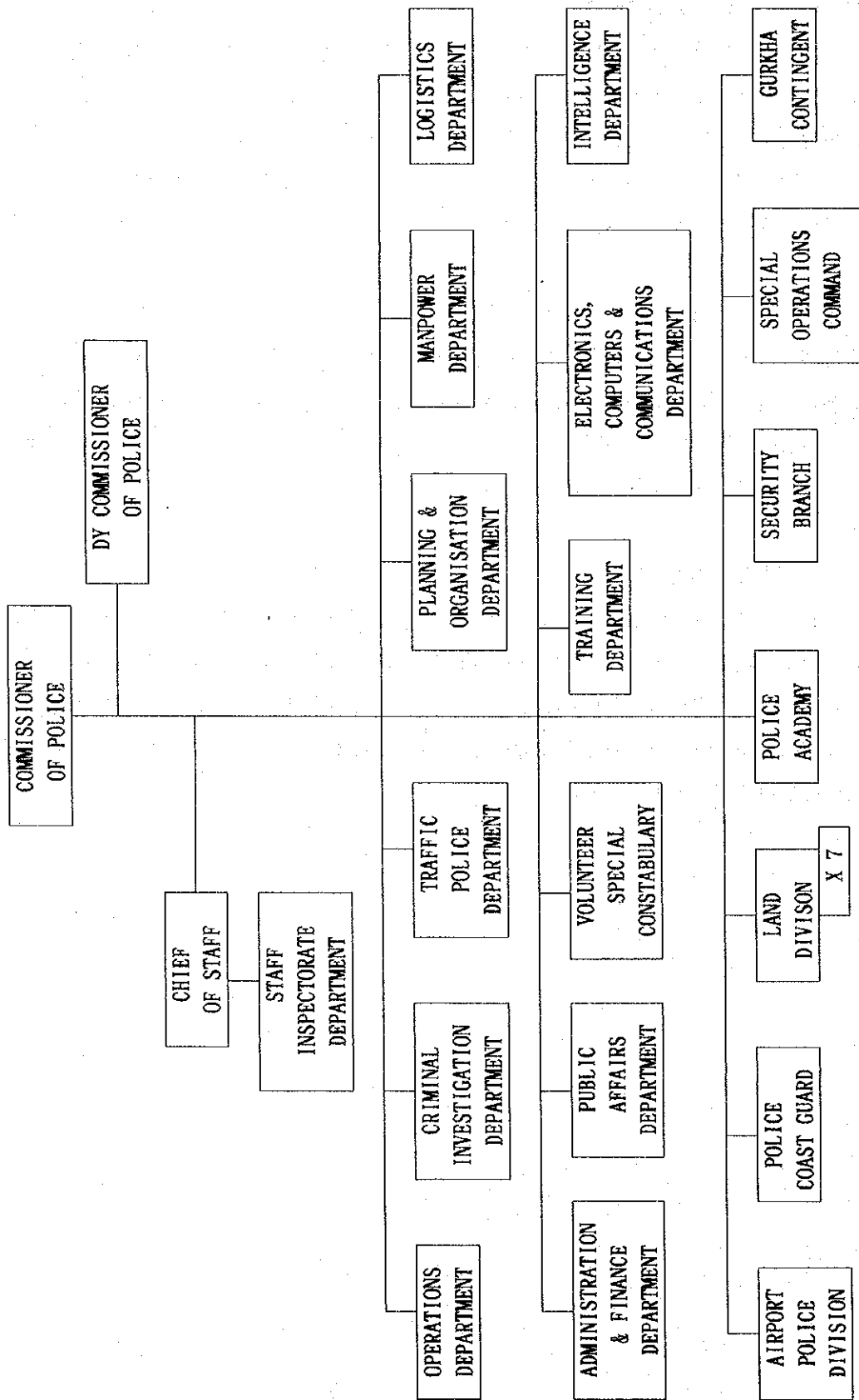


表2 BREAKDOWN OF CRIME RATES ON MAJOR OFFENCES

1984-1993

Offence Year	Murder 殺人	Rape 強姦	Outraging Modesty 婦女暴行	Robbery 強盜	Housebreaking 家宅侵入	Motor Vehicle Theft 自動車泥棒	Commercial Crimes 企業犯罪
1984	2.6	4.3	19.5	66.3	432.3	881.5	90.9
1985	2.8	3.4	18.4	65.6	462.7	862.6	98.6
1986	2.6	4.4	23.1	66.5	384.5	740.0	109.8
1987	2.0	3.9	21.5	65.8	371.4	804.5	103.1
1988	2.1	3.7	25.2	64.4	478.3	800.5	103.4
1989	2.6	3.8	25.4	61.3	464.3	694.5	121.2
1990	1.6	4.1	27.7	58.3	439.8	679.4	112.6
1991	1.8	2.7	28.3	50.8	402.3	598.2	83.3
1992	1.5	2.8	29.6	37.8	338.1	626.1	75.9
1993	2.0	2.8	31.5	35.1	315.0	541.1	76.6

Note : Housebreaking : per 100,000 dwelling units

Motor vehicle theft : per 100,000 vehicle population.

Prepared by Statistics Section

Intelligence Analysis Branch

Intelligence Division

Criminal Investigation Department

シンガポール警察年鑑(1994年度)より抜粋

Ⅲ. 協力の枠組み

1. シンガポール国政府との協議結果

上記Ⅱの調査結果を受けて、調査団はSPF及びシンガポール国技術協力の窓口機関であるシンガポール国外務省技術協力局の協力の枠組みについて協議した。

1-1 コース名称

本第三国研修を、日本の交番制度とその応用版であるシンガポールのNPPシステム双方を紹介するセミナーと位置付けることとし、「日本の交番制度とシンガポールのNPPシステム (International Seminar on the Koban of Japan and the Neighbourhood Police Post (NPP) System in Singapore)」のとおりとすることで合意した。

1-2 目的

我が方案の主旨を説明し、シンガポール側の合意を得た。地域警察という概念に基づき、日本の交番制度とシンガポールのNPPシステムについて理解することを目的とする。

1-3 達成目標

我が方案を基に協議した結果、「地域警察の一概念として日本の交番制度とシンガポールのNPPシステムを理解し、いかに両者が地域安全の向上に役立っているかを理解する」ことと、「両者の管理運営方法および、シンガポールがいかに自国の警察事情に合わせて、日本の交番制度を導入・改良したかを理解する」の2点とした。

1-4 時期・期間

コースの期間を約2週間とし、第1回のコースを1995年11月19日から同月29日まで(10日間)開催することで合意した。

1-5 シラバスおよびカリキュラム

先方案は、日本の交番制度とシンガポールのNPPシステムの紹介とシンガポール市内のNPPやSPF関連部署の視察に留まっていたが、周辺国への技術の普及と参加者間の意見交換や交流を目的とする第三国研修として本セミナーを実施する点を考慮し、参加者によるカントリーレポートの発表と、各国への導入や地域安全確保のための諸手段について討議する場を設けることとした。

1-6 割当国

シンガポール側より要請のあった16ヶ国に、我が方からフィリピンとモンゴルの追加し、合計18カ国とした。

1996年1月移行、DACリストの「パートI」から「パートII」へ移行し、日本の援助対象国外となるブルネイについては、シンガポール外務省技術協力局長に対し、日本政府の対処方針を説明した。これに対し同局長は、当初は強い難色を示したものの、最終的には我が方方針に理解を示した。

しかし、第一回コースにおける同国の扱いについては、シンガポール側から同国への外交的配慮および、95年内の実施であることからブルネイを参加させたいとの強い要望が出され、割当国に含めることとした。

1-7 定員

我が方案のとおり、「割当国各国から1名ずつ計18名、および実施国3名以内の合計21名」とすることで合意した。

1-8 応募資格

我が方対処方針をベースに検討した結果、職歴について以下のとおり決定した上、合意した。「警察行政に携わる上級幹部、警察官ならば警視以上、行政官ならば同等クラスの者」とする。

1-9 研修機関

要請のとおり、シンガポール警察(SPF)とすることで合意した。

1-10 募集手続

我が方案のとおりとすることで合意した。

1-11 分担事項

日本・シンガポール パートナーシップ プログラムに基づく業務を、双方担当することで合意した。

1-12 経費積算および負担内訳

「日本-シンガポール パートナーシッププログラム」に係るR/Dに基づき、総所要経費S\$86,333(約520万円)を日本側、シンガポール側がそれぞれS\$43,166.50(約260万円)ず

つ均等に分担することで合意した。

宿泊費の単価については、シンガポール外務省より最近の当地での物価上昇に配慮し、シンガポールで実施される第三国集団研修に係る宿泊費の共通単価をS \$ 100 からS \$ 115 にしたいとの要望があり、我が方としても当地の事情に鑑み、同提案に合意した。

1-13 その他

シンガポール側の希望で次の点を修正した。

- (1) ミニッツにおいて「シンガポール政府関係当局 The Authorities Concerned of the Government of Singapore」と表記している箇所について、本件を含め今後、日本・シンガポール パートナーシップ プログラムに基づき実施される新規第三国集団研修の案件については、各案件に係るシンガポール側代表者（外務省および実施機関）がミニッツの署名交換時に確定していることから「シンガポール政府代表者 The Representatives of the Government of Singapore」と表記したいとの要望があり、我が方としても修正に伴う支障は特にないと判断し、先方案に合意した。

この点は今後シンガポールと締結する文書においても、統一することとする。

2. 日本側の技術的な協力

前述のとおり実施機関には技術的にも十分な実施能力があると考えられるが、日本の交番制度とシンガポールのNPPシステム双方を扱うため、日本の交番制度に関しては我が方による協力が必要であると考えられる。

2-1 専門家派遣

本件第三国研修の実施にあたり、シンガポール側より当初短期専門家2名を2週間派遣するよう要請があった。

前述した通り、本件における我が方の協力は短期専門家派遣をとることが必須であり、日本の交番制度についての講義と合わせ、SPFと共に、参加国における地域警察活動の一環として同制度なりNPPシステムの導入に向けた討議の場において、パネリストとして参加することとする。

2-2 カウンターパート受入れ

現時点ではカウンターパートの本邦研修に対する要望は寄せられていない。

2-3 機材の供与

本件第三国研修について特に資機材の要請はない。

また、研修実施機関が有する資機材でカリキュラムの実施には充分対応できると考えられる。

3. 交番制度紹介セミナーの在り方

交番紹介セミナーを実施する上で最も留意しなければならない点は、交番を建設すればそれで交番制度ができるわけではないことを参加者に理解させなければならないという点である。交番制度はコミュニティポリシングという理念をもって運用して初めて実現できるものであり、その理念についての講義を徹底し、特に発展途上国の警察に不足する傾向の強い住民との対話の必要性を強調しなければならない。

4. 実施上の留意事項等

「日本-シンガポール パートナーシップ プログラム」下の協力体制をより確固たるものにし、近く援助国となる同国の実施能力を向上させるため、また、年々増加する案件数の効率的処理を行い、内容面での充実を計るため、日本とシンガポール双方で、業務に関する共通認識を持ち、関連文書などの様式の統一化を進める必要があると思われる。

経費については、今回シンガポール側の要望により、宿泊費の単価を上げることとなった。これは、近年のシンガポール国の物価上昇を考慮した結果であり、我が国としては、常識範囲内であり研修の効果的実施の観点から、シンガポール側の意向を受け入れた。シンガポール国の場合、第三国研修実施年度毎に、Minutes of Discussion を結び、その年の経費および協力内容を決定するという手順をとっており、この時点で案件間の統一単価にバラツキが生じないように、留意する必要があると思われる。

フィリピンについては、本研修へのニーズがあると判断し割当国としたが、現地調査時は両国間関係が緊迫していたため、第一回目に同国を招へいするかは、シンガポール政府の判断にゆだねることとした。二回目以降への招へいについては、その時々外交関係に配慮の上判断することとなり、我が国としても右につき留意するべきと思われる。

尚、本研修の和文名称については、英文名称を受け、「日本の交番制度とシンガポールのNPPシステム」を正式名称とするが、事務手続きにおける通称として「交番システム」を使用することとする。

付 属 資 料

1. ミ ニ ッ ツ (写)
2. ロ グ フ レ ー ム

1998

(1)


1998

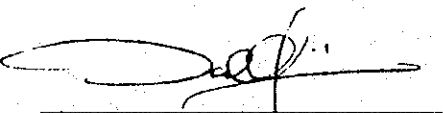


MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE PRELIMINARY SURVEY TEAM
AND
THE REPRESENTATIVES OF THE GOVERNMENT OF SINGAPORE
ON THE THIRD COUNTRY TRAINING PROGRAMME
UNDER THE JAPAN-SINGAPORE PARTNERSHIP PROGRAMME

- 1 In line with the Record of Discussions on the Japan-Singapore Partnership Programme signed on 11 January 1994 between the Governments of Japan and Singapore, the Japanese preliminary survey team, organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr Takao Mizobuchi, visited Singapore from 23 to 28 April 1995 in order to discuss with the representatives of the Government of Singapore a training course for participants from Asia and the Pacific in the field of Community Policing.
- 2 The team has conducted surveys, held a series of meetings and exchanged opinions with the representatives of the Government of Singapore regarding the Course.
- 3 Both sides came to share the view of the desirability of conducting a course that will contribute to the dissemination of the Koban System of Japan and its adaptation as the Neighbourhood Police Post (NPP) System in Singapore to Asian and the Pacific countries.
- 4 Both sides drafted the Record of Discussions attached as Appendix I, and agreed to recommend to their respective Governments that further studies should be made in order to ensure the successful implementation of the Course.
- 5 A list of attendants at the meeting is attached as Appendix II.

Singapore, April 28, 1995


Mr Takao Mizobuchi
Head
Japanese Preliminary Survey Team
JICA


Mr Tan Keng Jin
Director
Technical Cooperation Directorate
Ministry of Foreign Affairs
Singapore

(DRAFT)

THE RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN
THE RESIDENT REPRESENTATIVE OF JAPAN INTERNATIONAL
COOPERATION AGENCY IN SINGAPORE
AND
THE REPRESENTATIVES OF THE GOVERNMENT OF SINGAPORE
ON THE THIRD COUNTRY TRAINING PROGRAMME
UNDER THE JAPAN-SINGAPORE PARTNERSHIP PROGRAMME

In line with the Record of Discussions on the Japan-Singapore Partnership Programme signed on 11 January 1994 between the Governments of Japan and Singapore, the Japanese preliminary survey team, organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr Takao Mizobuchi, visited Singapore from 23 to 28 April 1995 and had a series of discussions with the representatives of the Government of Singapore with respect to the framework of a training course in the field of Community Policing under the Third Country Training Programme of the Japan-Singapore Partnership Programme, and to the desirable measures to be taken by both Governments to ensure the successful implementation of the Course.

Based on the above discussions, the Resident Representative of JICA in Singapore and the representatives of the Government of Singapore agreed to recommend to their respective governments the matters referred to in the documents attached hereto.

Singapore, 1995

Mr Toichi Iwata
Resident Representative
JICA Singapore Office

Mr Tan Keng Jin
Director
Technical Cooperation Directorate
Ministry of Foreign Affairs
Singapore

ATTACHED DOCUMENT

The Government of Japan and the Government of Singapore will cooperate with each other in organizing a training course in the field of Community Policing (hereinafter referred to as "the Course") by the Singapore Police Force under the Japan-Singapore Partnership Programme.

The Government of Singapore will conduct the Course with the support of the technical cooperation scheme of the Government of Japan. The Course will be held once a year from the fiscal year (FY) 1995 to FY 1999, subject to annual consultations between both Governments. The Course will be conducted in accordance with the following :-

1 TITLE

The Course will be entitled "International Seminar on the Koban System of Japan and its adaptation as the Neighbourhood Police Post (NPP) System in Singapore".

2 PURPOSE

The purpose of the Course is to provide the participants from Asian and Pacific countries with an opportunity to learn about the Japanese Koban system and the NPP system in Singapore and their role in community policing.

3 OBJECTIVES

At the end of the Course, the participants are expected to have:-

- 3.1 understood Koban and NPP systems as a concept of community policing and how these systems enhance community safety;
- 3.2 understood how the Koban and NPP systems are operated and managed, and gained an insight into how Singapore adapted the Koban system to suit its own policing needs.

4 DURATION

The duration of the Course will be approximately two (2) weeks and the Course for FY 1995 (hereinafter referred to as "the first course") will be held from 19 to 29 November 1995.

5 CURRICULUM

A tentative curriculum of the Course is attached as Annex I.

6 INVITED COUNTRIES

The Governments of the following countries will be invited to apply by nominating their applicant(s) for the Course :-

Bangladesh, Brunei, Cambodia, China, Fiji, India, Indonesia, Laos, Malaysia, Maldives, Mauritius, Mongolia, Nepal, Papua New Guinea, Philippines, Sri Lanka, Thailand, and Vietnam.

7 NUMBER OF PARTICIPANTS

The number of participants from the invited countries shall not exceed eighteen (18). And the number of participants from Singapore shall not exceed three (3).

8 QUALIFICATIONS FOR APPLICANTS

Applicants for the Course are:

- 8.1 to be nominated by their respective Governments in accordance with the procedure stipulated in 10.1 below,
- 8.2 to be senior officials of the rank of Superintendent of Police and above or its equivalent (civilians) who are engaged in police policy making;
- 8.3 to be under 50 years of age.
- 8.4 to have a working command of spoken and written English; and
- 8.5 to be in good health.

9 FACILITIES AND INSTITUTIONS

The Course will be conducted by the Singapore Police Force (SPF) in Republic of Singapore.

10 APPLICATION PROCEDURE

- 10.1 A Government applying for the Course on behalf of its nominee(s) shall forward three (3) copies of the prescribed application form for each nominee to the Government of Singapore through diplomatic channels, not later than sixty (60) days before the commencement of the Course.
- 10.2 The Government of Singapore will inform the applying Governments, through diplomatic channels, whether or not the applicant(s) is/are accepted to the Course not later than thirty (30) days before the commencement of the Course.

11 MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF SINGAPORE

In organizing and implementing the Course, both Governments will take the following measures in accordance with the relevant laws and regulations in force in each country.

The schedule of the first Course implementation is attached as Annex II.

11.1 The Government of Singapore

11.1.1 Ministry of Foreign Affairs

- (1) To forward the General Information (G.I.) brochures of the Course to the Governments of invited countries through its diplomatic channels.
- (2) To receive application forms and forward them to SPF.
- (3) To notify the results of the selection of participants to the respective Governments through its diplomatic channels.
- (4) To bear an equal portion of the expenses for the Course. The budget for FY 1995 is attached as Annex III.

11.1.2 SPF

- (1) To formulate the curriculum based on Annex I.
- (2) To draft and print the G.I. brochure.
- (3) To assign an adequate number of its staff as lecturers/instructors for the Course.

- (4) To arrange for training facilities and equipment for the Course.
- (5) To select participants for the Course, and to notify the Ministry of Foreign Affairs and JICA Singapore Office (hereinafter referred to as "the JICA Office") of the results.
- (6) To arrange accommodation for participants.
- (7) To arrange international air tickets for the participants from the invited countries and to meet and see them off at the airport.
- (8) To arrange domestic study tour(s) as a part of the Course, if necessary.
- (9) To issue certificates to the participants who have successfully completed the Course.
- (10) To submit a course report to the JICA Office within thirty (30) days after the termination of the Course.
- (11) To submit a statement of expenditure with the receipts and other documentary evidence necessary to verify the expenditure stated above to the JICA Office within thirty (30) days after the end of the Course.
- (12) To coordinate any matters related to the Course.

11.2 The Government of Japan

- (1) To despatch Japanese short-term expert(s), in accordance with the normal procedures of its technical cooperation scheme, who will give advice to SPF and deliver some parts of the lectures. This, however, is subject to the availability of the JICA budget for this purpose and to the number of suitable expert(s) in Japan. SPF is expected to submit to the JICA Office requests for the JICA short-term expert(s) not later than the annual consultation.
- (2) To bear an equal portion of the expenses for the Course. The budget for FY 1995 is at Annex III.



12 PROCEDURES FOR REMITTANCE AND EXPENDITURE

Remittance of funds for expenses to be borne by the Government of Japan and expenditure thereof will be arranged in accordance with the following procedures:

- 12.1 SPF will open a bank account in Singapore to receive the funds remitted by Technical Cooperation Directorate, Ministry of Foreign Affairs (hereinafter referred to as "TCD, MFA") and JICA and inform TCD, MFA and JICA Office of the name of the bank, the account code number and name of the account holder.
- 12.2 SPF will submit to the TCD, MFA and JICA Office an estimate of expenses to be borne by the Government of Japan and TCD, MFA not later than sixty (60) days before the commencement of the Course.
- 12.3 TCD, MFA and JICA will assess and approve the estimate of expenses and remit the approved amount of expenses to the account mentioned in 12.1 above within thirty (30) days after the receipt of the estimate.
- 12.4 SPF will submit to the TCD, MFA and JICA Office a statement of expenditure within thirty (30) days after termination of the Course.
- 12.5 In case there is any unspent remainder of the amount remitted by TCD, MFA and JICA, SPF will reimburse the unspent amount to TCD, MFA and JICA in accordance with the advice given by TCD, MFA and JICA. The funds allocated for the flight fare, accommodation, per-diem and medical insurance premiums shall not be appropriated for any other purposes.
- 12.6 When requested by TCD, MFA and JICA, SPF will make available for TCD, MFA and JICA's reference all the receipts and other documentary evidence necessary to verify the expenditures stated in 12.4 above.

13 OTHERS

This attached document and the following Annexes attached hereto shall be deemed to be part of the Record of Discussions:-

- | | | |
|-----------|---|--|
| Annex I | : | Tentative Curriculum and Schedule of the Course
(for FY 1995) |
| Annex II | : | Schedule of the Course Implementation
(for FY 1995) |
| Annex III | : | Budget to be borne by both governments
(for FY 1995). |

THIRD COUNTRY TRAINING PROGRAMME

INTERNATIONAL SEMINAR ON THE KOBAN SYSTEM OF JAPAN
AND ITS ADAPTATION AS THE NEIGHBOURHOOD POLICE POST
(NPP) SYSTEM IN SINGAPORE

TENTATIVE PROGRAMME/CURRICULUM

S/No	DATE	PROGRAMME/CURRICULUM
1	Sunday 19 Nov 95	Arrival in Singapore
2	Monday am 20 Nov 95 pm	Course administration Opening ceremony and reception Presentation of Country Report
3	Tuesday am 21 Nov 95 pm	Presentation of Country Report The origin and concept of the Koban System in Japan Recent Developments in the concept of Kobans in Japan (Japanese Lecturer)
4	Wednesday 22 Nov 95	The roles/function/activities of the Koban (Japanese Lecturer)
5	Thursday am 23 Nov 95 pm	Singapore's Approach to Community Policing (The Commissioner of Police) Visit to Public Affairs Dept (PAD) Briefing and video presentation by Director PAD on: a Organisation Structure of SPF b Crime Prevention c Police public relations measures d Crime Watch

S/No	DATE	PROGRAMME/CURRICULUM
6	Friday am 24 Nov 95 pm	<p>Introduction to the NPP system in Singapore:</p> <p>(1) The conceptualisation and implementation of NPPs</p> <p>(2) The functions of the NPPs</p> <p>The SPF's experience in modifying the Koban System to suit local needs.</p> <p>(SPF Lecturer - DAC Tan Ngo Chew)</p> <p>Visit to Police Coast Guard (PCG) and Harbour Tour</p> <p>Briefing by Commander PCG on Community Policing in maritime policing</p>
7	Saturday 25 Nov 95	<p>Information orientation programme</p> <p>(Organized by MITA & MFA)</p>
8	Sunday 26 Nov 95	Free
9	Monday am 27 Nov 95 pm	<p>Visit to 'G' Division</p> <p>Briefing by Commander of 'G' Div on Management of NPPs</p> <p>Ground Visit to NPPs in 'G' Division (Recommended - Pasir Ris NPP and Siglap NPP)</p> <p>Visit to Traffic Police Dept and Road Safety Park</p> <p>Briefing and video presentation by Commander Traffic on the community policing approach to traffic management</p>
10	Tuesday am 28 Nov 95 pm	<p>Panel Discussion</p> <p>Course Critique</p> <p>Closing Ceremony & Reception</p>
11	Wednesday 29 Nov 95	Departure

tcip.prog

SCHEDULE OF COURSE IMPLEMENTATION (FOR FY 1995)

MONTH	SINGAPORE SIDE	JAPANESE SIDE
May 1995	<ol style="list-style-type: none"> 1. Signing of Record of Discussions 2. Preparation of General Information Brochures 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Signing of Record of Discussions
June 1995	<ol style="list-style-type: none"> 1. Submission of Form A-1 2. Distribution of Brochures and Application forms A-2 and A-3 	
July/August 1995	<ol style="list-style-type: none"> 1. Opening of Bank Account 2. Submission of Estimate of Expenses 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Recruitment of Expert(s)
September/ October 1995	<ol style="list-style-type: none"> 1. Receipt of Application forms 2. Selection & Notification of the Participants 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Remittance of Expenses 2. Submission of Form B-1
November 1995	<ol style="list-style-type: none"> 1. Implementation of the Course 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Despatch of Experts
December 1995	<ol style="list-style-type: none"> 1. Submission of Statement of Expenditures 2. Submission of Course Report 	

JAPAN-SINGAPORE PARTNERSHIP PROGRAMME:
THIRD COUNTRY TRAINING PROGRAMME IN THE FIELD OF
COMMUNITY POLICING
BUDGET TO BE BORNE BY BOTH GOVERNMENTS
FOR FY 1995

ITEMS OF EXPENSES	BREAKDOWN	AMOUNT(S\$)
I	INVITATION EXPENSES	
1.	Airfare (Round Trip)	1500 X 18 pax 27,000
2.	Per-diem	40 x 11 days x 18 pax 7,920
3.	Accommodation	115 x 10 days x 18 pax 20,700
4.	Medical Insurance	37 x 18 pax 666
5.	Meeting Expenses	40 x 18 pax x 2 trips 1,440
	SUB-TOTAL I	57,726
II	TRAINING EXPENSES	
1.	Honoraria	95 x 4 hours x 3 days x 1 pax 1,140
2.	Transportation	400 x 5 days 2,000
3.	Training materials	20 x 8 days 160
4.	Stationary	20 x 21 pax 420
5.	Training Facilities	38 x 8 days x 23 pax 6,992
6.	Hotel room for Secretariat	115 x 10 days 1,150
7.	Refreshments	5 x 30 pax x 4 visits 600
8.	Opening Ceremony & Closing Ceremony	30 x 70 pax 2100 30 x 70 pax 2100
9.	Printing of General Information brochure	10 x 300 copies 3000
10.	Others	
	Certificate	20 x 21 pax 420
	Seminar Bags	50 x 21 pax 1,050
	Banner/Backdrop	200 x 2 pcs 400
	Country flags	20 x 18 pcs 360
	Name Plate	15 x 21 pcs 315
	Communication	300 x 18 countries 5,400
11.	Miscellaneous	1,000
	SUB-TOTAL II	28,607
	GRAND TOTAL (I) + (II)	86,333
PORTION OF COSTS TO BE BORNE BY THE GOVERNMENT OF JAPAN		43,166.50
PORTION OF COSTS TO BE BORNE BY THE GOVERNMENT OF SINGAPORE		43,166.50

JICA Preliminary Survey Team

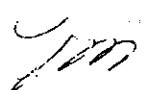
1. Mr Takao Mizobuchi (Head)
Managing Director
Osaka International Centre
Japan International Cooperation Agency (JICA)
2. Mr Kazunari Watanabe
Senior Police Superintendent
Deputy Director
Community Police Affairs Division
Community Safety Bureau
National Police Agency (NPA)
3. Mr Kohei Chiyonobu
Inspector
International Liaison Division
International Affairs Department
NPA
4. Ms Sawako Matsuo
Training Officer
First Training Division
Training Affairs Department
JICA

JICA Singapore Office

1. Mr Toichi Iwata
Resident Representative
2. Mr Shinichi Ishihara
Assistant Resident Representative

Ministry of Foreign Affairs

1. Mr Tan Keng Jin
Director
Technical Cooperation Directorate
Ministry of Foreign Affairs (MFA)
2. Ms Leow Siu Lin
Senior Assistant Director
Technical Cooperation Directorate
MFA

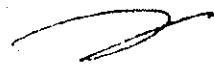


Ministry of Foreign Affairs

3. Ms Elaine Lim
Technical Cooperation Officer
Technical Cooperation Directorate
MFA

Singapore Police Force

1. Mr Ng Kee Hoe
Director, Training
Singapore Police Force (SPF)
2. Mr Chamkaur Singh
Head
Training Development Division
SPF
3. Ms Chu Choy Har
Senior Staff Sergeant
SPF



(案)
シンガポール第三国集団研修「交番システム」
事前調査に係るロジカル・フレームワーク

研修コースの概要 Narrative Summary	指 標 Verifiable Indicators	指標データ入手手段 Means of Verifications	重要な外部要件 Important Assumptions
<p>1. 上位目標 Overall Goal 周辺国内の治安が安定する</p>	<p>1) 周辺国内での犯罪発生率 2) 周辺国内での検挙率 3) 警察官の人数</p>	<p>1) ~ 3) 周辺国の警察白書</p>	<p>1) 政情が安定している</p>
<p>2. 研修の到達目標 Project Purpose 研修員が研修で修得した知識及び技術を生かし、自国事情に合わせた地域警察活動を実施する。</p>	<p>1) 帰国研修員の研修成果の活用状況</p>	<p>1) 帰国研修員に対するケース・スタディの分析</p>	<p>1) 文民警察が治安維持の任務についている。 2) 地域警察活動が市民の理解を得る。</p>
<p>3. 研修の成果 Outputs 1. コミュニティ安全保持の概念として交番制度とNPPシステムを理解し、これらの制度がいかに地域の安全を向上させるかについて理解する。 2. 交番制度とNPPシステムの管理運営について理解し、シンガポールがいかに自国のニーズに合わせて、日本の交番制度を導入したかを理解する。</p>	<p>1) 年次別、国別研修終了者数 2) 研修員による研修終了時評価 3) 研修実施機関による評価 4) 専門家による評価</p>	<p>1) 研修実施機関作成のコース・レポートの分析 2) 同上 3) 同上 4) 派遣専門家報告書の分析</p>	<p>1) 帰国研修員が帰国後も警察行政に携わる。 2) 研修員の所属機関に習得した技術の実行に必要な環境が揃っている 3) 研修員が習得した技術を同僚に普及する</p>
<p>4. 活動 Activities 地域警察活動の一環としての日本の交番制度とシンガポールのNPPシステムについての研修を実施する。 1) コース名： 日本の交番制度とシンガポールのNPPシステム 2) 研修期間： 2週間程度、第3四半期 3) 研修機関：シンガポール警察庁 4) 割当国と定員数 割当国18名 実施国3名 合計21名 バンラテックス、ブチ、カネディ、中国、フィジー、インド、インドネシア、マラウ、モリタス、モリタ、モリタ、オーストラリア、パプアニューギニア、PNG、グアム、 5) 応募資格 5-1 警察行政に携わる上級幹部、警察官ならば警視以上、行政官ならば同等クラスの者 5-2 50歳以下 *その他は通常通り 6) 研修項目及び方法 座学、現場視察、レポート バネイ・イカツル 主要項目 ・日本の交番制度とシンガポールNPPシステムの紹介 ・研修員による各国の地域警察事情に関するレポート発表 ・同制度の導入に向けた討論</p>	<p>投入 Inputs 日本側 1) JSPPに基づく経費（経費総額の半分） 2) 短期専門家の派遣 シンガポール側 1) JSPPに基づく経費（経費総額の半分） 2) 講師、スタッフの配置 3) 研修、宿泊施設の提供及び機材、教材の調達、整備 4) その他必要な便宜供与</p>	<p>1) R/Dに關した内容が実施される</p> <p>前提条件 Pre-conditions 1) 周辺国に交番制度とNPPシステムへの関心がある 2) 研修有資格者が周辺国内にいる 3) 適切な講師、派遣専門家の確保が可能である 4) 研修に必要な施設、機材、教材等が整備されている 5) 関連予算が確保されている</p>	

